

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号	仕様書番号	
品又件 名は名	仮設トイレ及びテント等の借上げ、設置及び撤去	西警司LPS-X-00048
		承認 令和5年2月21日
		作成 令和5年2月17日
		改正 令和 年 月 日
		令和 年 月 日
		作成部隊等名 西警団補給隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊春日基地行事で使用する仮設トイレ及びテント等の借り上げ、設置及び撤去について（以下、役務という。）適用する。

1.2 用語及び定義

a) 契約担当官等

契約担当官もしくはその指名する者をいう。このうち、当該契約の履行の過程において、当該履行の場所において立会い、行程を管理し材料の検査等によって相手方に指示を行う者を監督官、契約に基づいて行われる給付の完了につき、当該給付の内容（品質、規格、性能、数量等）が契約の内容に適合しているかどうかを確認する者を検査官といふ。

b) 現場代理人

現場代理人とは、作業を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために官側担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。

c) 現場作業者

現場作業者とは、現場代理人の指揮により作業を実施する者をいう。なお、現場代理人は現場作業者を兼ねることができる。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

春日基地入門者取扱規則（達第1号（28.3.31））

春日基地車両等運行規則（達第3号（31.3.29））

件 名	仮設トイレ及びテント等の借上げ、設置及び撤去
-----	------------------------

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

2.1.1 役務対象の場所

調達要領指定書のとおり。

2.1.2 履行期間

調達要領指定書のとおり。

2.1.3 役務対象品

調達要領指定書のとおり。

2.1.4 役務の設置要領

調達要領指定書のとおり。

2.1.5 役務対象品の運搬

2.1.3 に示す役務対象品の設置、汲取り、撤去に関わる運搬は契約の相手側が請け負うものとする。

2.1.6 消耗品の準備

仮設トイレに設置するトイレットペーパーは、契約の相手方において準備するものとする。

2.1.7 テントの安全対策

飛散防止対策として、ウエイト等を設置しその他利用者の怪我防止のための措置を講じるものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

契約担当官の定める監督及び検査実施要領により実施する。

4 その他の指示

4.1 秘密保全・安全管理

4.1.2 秘密保全

- a) 契約の相手方は支援を受けた図面は複製を作成することなく、本契約完了後確実に監督官へ返却し、漏洩を防止しなければならない。
- b) 契約相手方は、本契約の履行にあたり知り得た航空自衛隊に関する知識を漏洩又は他に転用してはならない

4.1.3 安全管理

- a) 契約の相手方は、現場代理人及び現場作業者に対し春日基地入門者取扱規則、春日基地車両運行等規則、その他関連法令法規類及び安全に関する教育を実施し、常に役務の安全に留意し事故の防止に努めるものとする。
- b) 作業場への現場作業者の出入りの管理、風紀衛生の取り締まり及び火災、盗難、その他の事故防止については現場代理人を通じ契約相手方の責任において管理するものとする。
- c) 作業場及びその周辺にある既設構造物及び物品に損傷を及ぼさないよう、養生をはじめとする十分な防護措置を施すものとする。
- d) 役務に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合はあらかじめ契約担

件 名	仮設トイレ及びテント等の借上げ、設置及び撤去
-----	------------------------

当官等の承諾を受けるものとし、その取扱いは必要最小限度に留めるとともに細心の注意を払うものとする。

4.2 その他必要な事項

4.2.1 立ち入り

- a) 役務開始日の1週間前までに春日基地入門者取扱規則第7条及び同関連条項に定める必要書類を、契約担当官へ郵送または手交により提出する。
- b) 立ち入りは役務対象の場所に示した場所及びその間の最短経路とし、役務の履行に不要な場所への立ち入りは認めない。ただし緊急その他やむを得ない事態に際しては監督官もしくは基地警衛隊隊員へ指示を仰ぎ、その監督のもとにおいて立ち入り場所及び経路を変更することができるものとする。

4.2.2 車両の乗り入れ

立ち入りに際し車両を乗り入れる際には、春日基地車両運行等規則に基づき手続きを実施する。

4.2.3 作業日程

- a) 作業は平日の8時15分から17時の間に行うものとし、監督官と調整のうえ、役務の1週間前までに作業日程表（様式随意）により提出する。
- b) やむを得ず作業時間を変更する必要がある場合、監督官に申し出てその承認を受けるものとする。ただしその場合においても、20時までには作業を終えて出門しなければならない。

4.2.4 官側における支援

契約の相手方は、現地作業において支援を必要とする場合には、事前に調整のうえ、次の事項について支援を受けることができる。但し後片付けについては、その日の作業が終わること契約の相手方の責において行うものとし、官は一切の責任を負わない。

- a) 設置場所への立入に関する事項
- b) 搬入器材の保管に関する事項
- c) 役務履行のため最低限の図面の貸出又は閲覧
- d) 水及び電気の使用

4.2.5 特記事項

- a) 契約の相手方は、本仕様書に疑義が生じた場合、速やかに契約担当官等と協議するものとする。なお、請負金額の増減又は工期の延長を必要としない軽微な変更については、契約担当官等の承諾を得たうえでこれを実施することができる。
- b) 本仕様書及び図面に記載している寸法等についてはあくまで標準寸法であるため、実際の作業に際しては、必ず現地にて採寸を行い実施するものとする。
- c) 本役務実施中官の管理する施設及び物品に損傷を与えた場合は速やかに監督官へ報告し、速やかに原状回復を行うものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	春役一
	調達要求年月日	令和 年 月 日
	作 成 部 課	基地業務群施設隊
	作成年月日	令和 年 月 日
件 名	仮設トイレ及びテント等の借上、設置及び撤去	
仕 様 書 番 号	西警司LPS-X-00048	

指定事項：

2.1.1 役務対象の場所

履行場所については、航空自衛隊春日基地（別紙第1のとおり）

2.1.2 履行期間

- a) 期間については、令和6年3月25日～同年6年3月27日とする。
- b) 設置については、令和6年3月25日0830～1700（基準）までに完了するものとする。
- c) 撤去については、令和6年3月27日0900～1700（基準）までに完了するものとする。

2.1.3 役務対象品

品名及び数量等は、別表による。

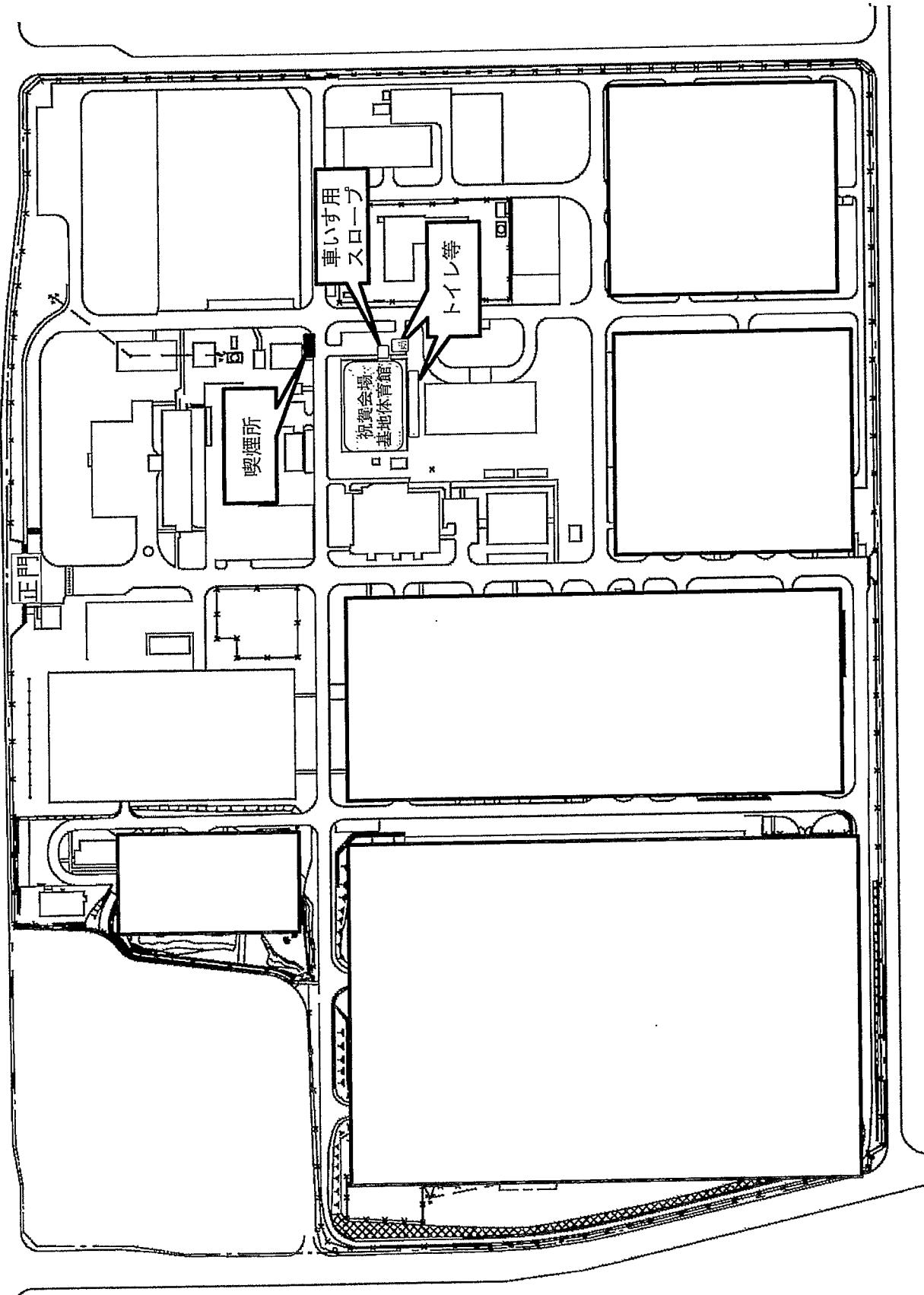
2.1.4 役務の設置要領

設置位置は、別紙第2～3を基準とする。

借上物品

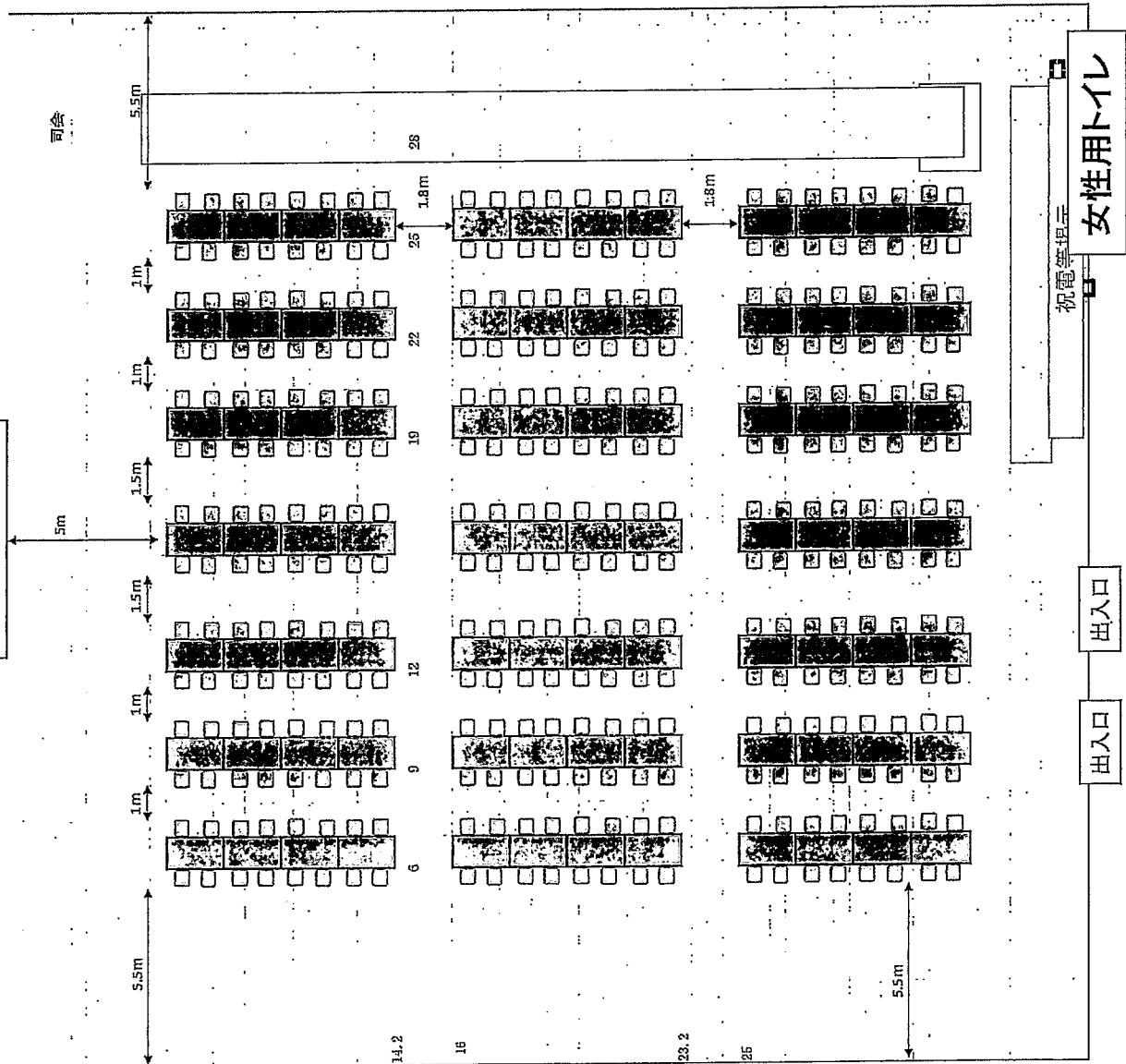
番号	品名 (規格等)	数量	単位	備考
1	仮設トイレ (大用：洋式)	4	台	簡易水洗式含む し尿汲取り含む 表示板含む
2	仮設トイレ (福祉用) 福祉用表示板含む	1	台	トイレットペーパー設置及び 補充含む
3	仮設手洗い	3	台	タンク式 水補充含む
4	仮設トイレ用照明	5	台	仮設トイレ内
5	テント (2間×3間)	5	張	仮設トイレ用、通路用
6	テント (1.5間×2間)	1	張	喫煙用 表示板含む
7	テント用照明	6	台	
8	灰皿 (スタンド式)	2	個	喫煙所内
9	椅子	3 8 4	脚	体育館用
10	テーブル (W1800×D450)	1 9 2	台	体育館用
11	テーブルクロス	1	式	体育館用 全てのテーブルに設置
12	車いす用スロープ (段差360mm)	1	式	体育館出入口

配置図



祝賀会場

ステージ



1テーブル
× 8台
椅子 × 16脚
合計
椅子 16名

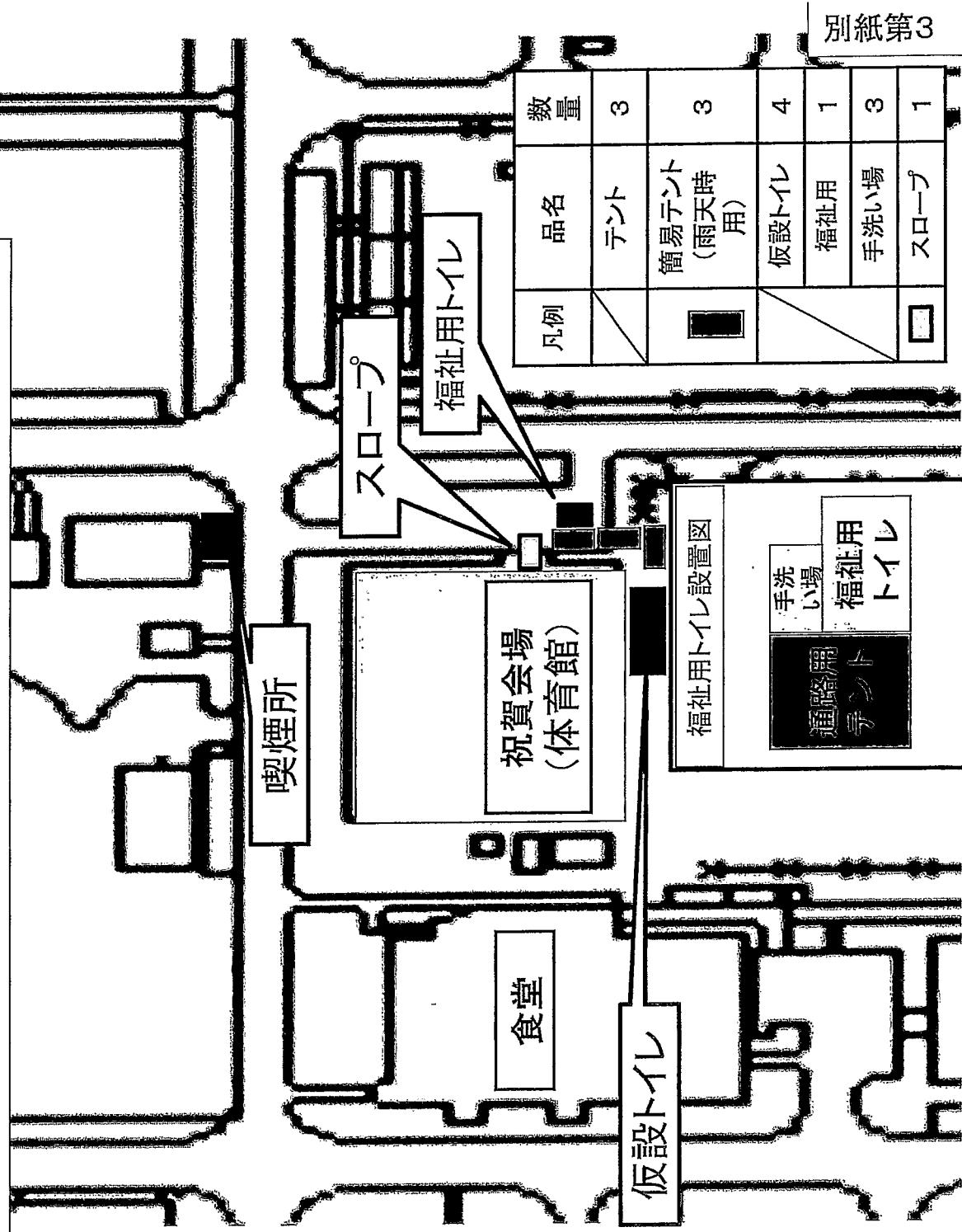
机 × 16台 (450×1800)
椅子 × 336脚
予備 机 × 24台 (450×1800)
椅子 × 48脚
合計 机: 192台 椅子: 384脚

テーブルロースタート

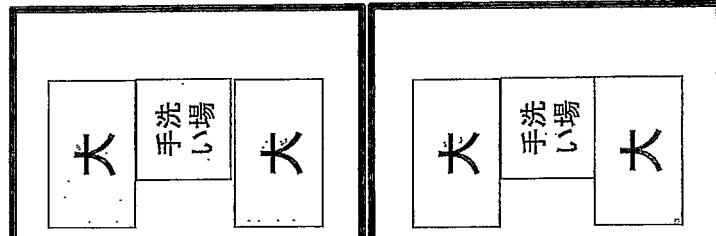
別紙第2

仮設トイレ、車いす用スロープ等

- ・福祉用トイレ用に体育館の出入口の車いす用スロープを設置
- ・雨天対策のため仮設トイレを簡易テントの設置



仮設トイレ設置図



墨書き3